

2008年3月20日、安全保障理事会第5857回会合にて採択

安全保障理事会は

アフガニスタンに関する従前の安保理決議、とりわけ決議 1662 (2006) により設立された国際連合アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) の職務権限を 2008年3月23日まで延長した安保理決議 1746 (2007) を想起し、アフガニスタン・コンパクトを承認した安保理決議 1659 (2006) も想起し、アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い支持を再確認し、

国を再建し、持続可能な平和および立憲民主の基礎を強化し並びに国際社会における正当な地位を確保するアフガニスタン政府および国民への継続する支援を再確認し、

この文脈において、アフガニスタン人民、アフガニスタン・コンパクト、アフガニスタン国家開発戦略 (ANDS)、国家薬物統制戦略の主体的取り組みのもとでの、履行のための支援を再確認し、あらゆる関係者による持続的且つ調整された取り組みが、それらの履行に向けてなされる進展を確実にするためおよび継続する課題を乗り越えるために求められていることに留意し、

アフガニスタン・コンパクトは、アフガニスタン政府と国際社会とのパートナーシップに基づいており、また、自らの開発と安全に対する責任を漸進的に引き受けるアフガニスタンの政党の要望に基づいており、また、国際連合のための中心的かつ公平な調整的役割があることを想起し、

アフガニスタンにおける平和および安全を促進するに当たり、国際連合が、アフガニスタン政府と共に、アフガニスタン・コンパクトの履行における取り組みの調整と監視を含む、国際社会の努力を主導することにより引き続き果たす中心的かつ公平な役割を強調し、事務総長、アフガニスタン事務総長特別代表、UNAMA職員の現行の努力に対し安保理の謝意と強い支援を表明し、

アフガニスタンにおける課題の相互連関的な性質を再度認識し、治安、統治および開発並びに麻薬対策の分野横断的な問題についての持続的な進展が相互に強化し合うことを再確認し、また、包括的な取り組みを通じてこれらの課題に対処するためのアフガニスタン政府および国際社会の継続的な努力を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題に向けた包括的な取り組みの重要性を強調し、この文脈において、UNAMA の目的と国際治安支援部隊 (ISAF) の目的との間の相乗効果に留意し、また、それぞれに指定された責任を適切に考慮し、強化された協力、協調及び相互支援を行っていく必要性を強調し、

アフガニスタンにおける治安状況、とりわけ、児童を含む地域住民、国家治安部隊並びに国際的な軍事要員および文民要員に対する脅威となるタリバーン、アル・カーイダ、非合法武装集団、犯罪者および麻薬取引に従事する者による暴力行為およびテロ行為の拡大、およびテロリズムの活動と不法薬物との間で強まっている結び付きについての懸念をくり返し表明し、

国際連合職員および関連要員を含む人道援助活動者の安全かつ妨害されないアクセスを確保する重要性を強調し、

法の支配を保証し、アフガニスタン国民に安全と基本的役務を提供し、また、彼らの人権および基本的自由の改善および保護を確保するためのアフガニスタン政府の能力に対してタリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団による暴力およびテロ活動がもたらす著しく有害な結果に対する懸念を同様に表明し、

善隣関係に関する 2002 年 12 月 22 日のカブール宣言（カブール宣言）（S/2002/1416）の重要性を想起し、イスラマバードで開催される第三回アフガニスタン地域経済協力会議に期待し、アフガニスタンにおける治安、統治および開発を促進するための効果的な手段として地域協力を進めることの決定的な重要性を強調し、

2007 年 8 月にカブールでのアフガニスタン＝パキスタン平和首長会議の開催およびテロリストの脅威に対処することを含む同地域の持続的な平和をもたらす首長会議で表明された共同の決定を歓迎し、関連するフォローアップの過程に対する安保理の支援を表明し、

武力紛争下の文民の保護に関する決議 1265（1999）、1296（2000）、1674（2006）1738（2006）、女性および平和と安全に関する決議 1325（2000）並びに児童と武力紛争に関する決議 1612（2005）を想起し、2007 年 12 月 21 日の児童と武力紛争に関する第 7 回事務総長報告書(S/2007/757) に感謝しつつ留意し、

1. 2008 年 3 月 6 日の事務総長報告書（S/2008/159）を歓迎する。
2. アフガニスタン政府および国民とともに活動する国際連合の長期にわたる責務に感謝の念を表明する。
3. 決議 1662（2006）および 1746（2007）が定める UNAMA の職務権限を、2009 年 3 月 23 日まで延長することを決定する。
4. UNAMA と事務総長特別代表が、彼らの職務権限と強化されたアフガニスタンの主体的取り組みと指導力の原則により導かれる範囲内で、以下のことを行う国際的な民間の取り組みを主導することを、さらに決定する。
 - (a) アフガニスタン共同調整モニタリングボード（JCMB）の共同議長として、資源の利用、国際的な援助国や組織から提供された援助の調整並びにとりわけ麻薬対策、復興開発活動のための国際連合諸機関、基金および計画の貢献の指導を含むアフガニスタン政府に対する国際社会のより一貫した支援およびアフガニスタン・コンパクトに列挙された支援効果性の原則の遵守を促進する。
 - (b) 州の復興チームと非政府組織との連携を含む、既存の職務権限に従って、軍民調整を改善し、情報の時宜を得た交換を助長し、アフガニスタンによる開発と安定化プロセスを支援する国軍と国際治安部隊と民間の間の一貫性のある協力を確保するためあらゆるレベルおよび全土における ISAF との協力を強化する。
 - (c) 全土を通して強化されかつ拡大された現地関与を通して、政治的到達目標を提供し、コンパクト、ANDS および国家薬物統制戦略の履行を地方レベルで促進し、政府の政策の包含と理解を促進すること。
 - (d) アフガニスタン政府による要請があれば、アフガニスタン憲法の枠組み内で、また、安全保障理事会決議 1267（1999）およびその他の関連する決議により導入された措置の実施を十分に尊重して、アフガニスタン主導の和解計画の実施を支援する仲介を提供する。
 - (e) とりわけ地方における、統治および法の支配を改善し腐敗と闘うため、また平和の恩恵をもたらす時を得たかつ持続可能な方法で役務を提供するという観点から地方レベルにおける開発の発議を促進する、地方統治独立局を含む、取り組みを支援する。
 - (f) 人道原則に従って、かつ国内避難民を支援し保護する国および地方当局に対し効果的な支援を提供することを含む、アフガニスタン政府の能力の構築および難民と国内避難民の自発的、安全な威厳ある持続可能な帰還を導く条件を創出する目的で、人道的援助の提供を促進するための中心的な調整役割を果たす。

- (g) 国際連合人権高等弁務官事務所の支援の下で、アフガニスタン独立人権委員会 (AIHRC) と協力し、また、関連する国際的および地域的民間団体とも協力して、文民の状況を監視し、基本的自由およびアフガニスタン憲法の人権条項ならびにアフガニスタンが当事国である国際条約、とりわけ女性およびその人権の全面的享受に関する条約の、完全な履行の支援を確実にするための努力を調整することを継続する。
- (h) アフガニスタン当局の要請に基づき、とりわけアフガニスタン独立選挙委員会 (AIEC) を通じて、技術支援を提供し、支援を提供する他の国際的援助供与者、機関、機構と調整し、同過程を支援するための現在および追加的基金を向けることにより、選挙過程を支援する。
- (i) アフガニスタンの安定と繁栄に向けた活動のための地域協力を支援する。
5. あらゆるアフガニスタンおよび国際的な当事者に対し、その職務権限の履行および全土にわたる国際連合および関連要員の安全と移動の自由を促進するための取り組みにおいて、UNAMA と調整することを求める。
6. 州における UNAMA およびその他の国際連合機関、基金および計画の関与を強化し拡大することの重要性を強調し、事務総長に対し、そのような強化および拡大に関連する治安上の問題に対処するために必要な措置を完了させるための現在の取り組みを続けることを奨励する。
7. アフガニスタン政府、国際社会および国際機構に対し、アフガニスタン・コンパクトおよびその添付文書を完全に履行することを求め、この文脈から、安全、当地、法の支配および人権ならびに経済的社会的発展、また麻薬対策の分野横断的課題に関する進展のためにアフガニスタン・コンパクトの達成条件と予定表に適合させることの重要性を強調する。
8. JCMB が、アフガンコンパクトの履行の調整、促進および監視において果たす中心的役割を再確認し、アフガニスタン・コンパクトにおいて概括された達成条件に向けた進展および ANDS の支援における国際的支援の調整の促進を、なかんずく、評価するためのその権限および能力を強化する必要性を強調し、この観点から、あらゆる関係者に対し、アフガニスタン政府の支援調整機関および JCMB に対する支援計画を報告することを含め、JCMB と協力することを求める。
9. ANDS の完了におけるアフガニスタン政府の進展を歓迎し、その実施を期待し、この文脈において、ロンドン会議においてなされた誓約の履行、可能な新たな誓約および本予算に対する増加支援を含む、適切な資金の動員の重要性を強調する。
10. 2008年2月5日に東京で開催されたアフガニスタン政治指導者会議において JCMB メンバーにより表明された、アフガニスタン・コンパクトの履行に関する進展を検討する国際会議を準備するという意図に興味をもって留意し、2008年6月のパリにおけるそのような会議を主催するフランスの申し出を歓迎し、事務総長に対し、その成果に関して安全保障理事会に報告し、必要に応じて、その報告に UNAMA の職務権限に関する新たな勧告を含むことを要請する。
11. アフガニスタン政府に対して、国際治安支援部隊および不朽の自由作戦連合を含む国際社会の支援を得て、それぞれに発展させるものとして指定された責任に従って、タリバーン、アル・カーイダ、違法武装集団、犯罪者および麻薬取引に関与した者により与えられるアフガニスタンの安全と安定に対する脅威に対処し続けることを要請する。
12. 文民、アフガニスタン部隊および国際部隊を標的とする簡易爆発装置 (IED)、自爆攻撃および拉致を含むすべての攻撃、ならびにアフガニスタンにおける安定、復興および開発の努力への有害な影響を最も強い表現で非難し、ならびにタリバーンその他の過激派集団が文民を人間の盾として利用していることを更に非難し、

13. すべての文民の犠牲者に対して安保理の懸念をくり返し表明し、国際人道法および人権法の遵守並びに文民の保護を確保するためのすべての適切な措置を取ることを求め、この文脈において、文民の犠牲の危険性を最小化するため ISAF その他の国際部隊により行われている強固な努力、特に戦術および手続の継続的な見直し、並びに、文民の犠牲者が発生した場合にアフガニスタン政府との協力で実施される事後の見直しを認識する。

14. アフガニスタンにおけるタリバーン勢力による子どもの徴兵および使用ならびに紛争の結果として子どもが死亡または四肢を奪われることに強い懸念を表明し、適用可能な国際法に違反した子どもの徴兵とその利用および武力紛争の状況における子どもに対して行われるあらゆるその他の暴力や虐待に安保理の強い非難をくり返し表明し、安全保障理事会決議 1612 (2005) の履行の重要性を強調し、また、この文脈において、事務総長に対し、とりわけ児童保護アドバイザーの任命を通して、UNAMA の児童保護部門の強化を要請する。

15. 治安を確保し、アフガニスタンの全地域にわたって法の支配を確保する、自立的かつ民族的均衡のとれたアフガニスタン治安部隊を目指すとの目標に向けた前進を加速させるため、訓練し、指導しおよび強化するための努力を通して、包括的な枠組みの中で、アフガニスタン治安部門の機能性、専門性および説明責任を増大させることの重要性を強調する。

16. この文脈からアフガニスタン国軍の展開および立案ならびに作戦実施能力の改善における継続的進歩を歓迎し、作戦監視連絡チーム (OMLTs) を通じた、持続した訓練の取り組みおよび防衛改革イニシアティブにおける支援同様、持続的な防衛計画過程の策定における忠告を奨励する。

17. 全土におけるアフガニスタン政府の権限を強化するためにアフガニスタン国家警察の能力を高めるための更なる取り組みを求め、政策策定と調整における国際警察調整委員会が果たす役割の増大を歓迎し、この文脈において、欧州連合警察ミッション (EUPOL アフガニスタン) を通じたその貢献の重要性を強調する。

18. 国際社会からの支援の下で、違法武装集団撲滅計画 (DIAG) のアフガニスタン政府による履行における更なる進展を求める。

19. 阿片の栽培、生産および取引の増加が、アフガニスタンならびに同地域および国際的な安全、発展および統治に与えているという深刻な被害に懸念を表明し、アフガニスタン政府に対し、国際社会の支援の下で、とりわけ地方レベルで、2008年2月に東京で開催された JCMB 会議で議論された国家薬物管理戦略の実施を加速させ、国家プログラムを通じた麻薬対策を主流とすることを、求め、薬物対策信託基金への貢献を含む、同戦略において特定された四つの優先事項に対する追加の国際支援を奨励する。

20. 各国に対し、パリ条約イニシアティブの枠組の範囲内で、2006年6月26日から28日までモスクワで開催された国際連合薬物犯罪事務所と協力してロシア連邦政府が準備したアフガニスタンからの第二回薬物取引ルートに関する閣僚会議の成果を考慮し、薬物統制における国境管理協力と薬物および前駆物質の違法取引ならびにそのような取引に関係した資金洗浄に対する戦いを含む、アフガニスタンを起源とする薬物の違法生産および取引が国際社会に与える脅威に対抗するため国際的および地域的な協力を強化することを、求める。

21. アフガニスタンの法の支配に関するローマ会議の成果に従った、2008年2月に東京で開催された JCMB 会議で始められた国家司法制度計画のアフガニスタン政府による採択を歓迎し、公平かつ透明な司法制度の確立を加速し、全土における法の支配を強化しまた不処罰を根絶するため、あらゆる関係者によるその全面的かつ時宜を得た履行の重要性を強調する。

22. この文脈において、アフガニスタンにおける法の支配および人権の尊重を改善するためのアフガニスタンの刑務所部門の再建および改革の更なる進展の重要性を強調する。

23. 治安、良い統治、麻薬対策の取り組みおよび経済発展に関して拡大している不正の影響に懸念をもって留意し、アフガニスタン政府に対し、国際社会の支援の下で、不正に対する戦いを強力に主導し、より効果的で説明責任がありかつ透明な行政を確立するための取り組みを高めることを求める。

24. 行政および司法府を含む全てのアフガニスタン機関に対し、協力の精神で活動することを奨励し、アフガニスタン政府に対し、国家および準国家の双方のレベルにおいて良い統治、完全な代表権また説明責任を確実にするために継続している立法および行政改革を続けることを求め、この分野における技術的支援を提供する国際的な更なる取り組みの必要性を強調し、アフガニスタン・コンパクトに従った上級任命パネルの役割を想起する。

25. 国際社会に対し、分野横断的な優先される事柄への能力構築および人的資源開発で、アフガニスタン政府を支援することを奨励する。

26. アフガニスタンの機関が次回の選挙を組織するために果たす主導的役割に留意し、アフガニスタン政府が、国際社会からの支援を得て、その選挙の計画および準備を加速することを奨励し、アフガニスタン・コンパクトに従って常設の有権者登録機関を設立する必要性を強調し、同国の民主的な進展を維持するために自由、公正、包括的かつ透明な選挙の重要性を強調する。

27. アフガニスタン全土におよぶ人権および基本的自由ならびに国際人道法の全面的尊重を求め、報道の自由に対する制限が増加していることに懸念をもって留意し、AIHRC に対し、アフガニスタンにおける人権の尊重を監視し、ならびにこれらの権利を育成かつ保護しまた社会的多元性の市民社会の出現を促進する、その勇敢な取り組みを賞賛し、全て関係者が AIHRC と全面的に協力する重要性を強調する。

28. 近年のアフガニスタンにおけるジェンダー間平等に関して達成された重要な進展を認識し、女性や少女に対する差別および暴力の行為が継続していることを強く非難し、安全保障理事会決議 1325 (2000) の履行の重要性を強調し、事務総長に対し、アフガニスタンの政治的、経済的および社会的な生活への女性の統合の過程に関する関連情報を安全保障理事会に対する報告書に含めることを継続するよう要請する。

29. 1999 年 10 月 15 日の安保理決議 1267 (1999) および安全保障理事会のその他の関連書決議において安全保障理事会により導入された措置の履行を害することなく、アフガニスタン・コンパクトに従った平和、正義および和解に関する行動計画の全面的な履行を確実にする強めた努力を求める。

30. 麻薬およびその前駆物質の違法栽培、生産および取引から生じる収益を用いてアル・カーイダおよびタリバーンの行為または活動に資金提供もしくは支援することに参加している個人または団体を特定することにより、決議 1735 (2006) の履行について決議 1267 (1999) に従って設立された安全保障理事会委員会とアフガニスタン政府および UNAMA との協力を歓迎し、そのような協力の継続を奨励する。

31. 地域的機関により手がけられた最近の協力関係の提言を含む、相互の信頼醸成と協力に対するアフガニスタン政府およびその隣国ならびに地域的パートナーによる現行の取り組みを歓迎し、また、タリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団に対するアフガニスタンとパートナーとの間の協力の増進、アフガニスタンにおける平和と繁栄の促進ならびに地域的な力関係および世界経済へのアフガニスタンの全面的な統合を達成するための方法としての経済開発部門における協力を促進することの重要性を強調する。

32. アジアにおける陸橋としてのアフガニスタンの歴史的役割に留意しつつ、地域取引の促進、外国投資の増大および社会資本の開発を含む地域的経済協力の過程を強化することを求める。

33. 同国および地域の安定のために残余のアフガニスタン難民の自発的、安全な、秩序ある帰還および持続可能な社会復帰の重要性を認識し、この観点から国際的支援の継続および向上を求める。

34. 事務総長に対して、本決議第 10 項において要請された報告に加えて、アフガニスタンにおける発展状態に関して 6 か月ごとに安保理に報告することを要請する。

35. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。